

## ●規程改正の概要

要 旨	<p>「放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構放射線障害予防規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>1. 改正の経緯</p> <p>当院における放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止するため、放射線同位元素等の規制に関する法律第21条第1項の規定に基づき、放射線障害予防規定（以下、予防規定という。）を定めている。</p> <p>予防規定には、放射線同位元素等の規制に関する法律施行規則（以下、施行規則という。）第21条に規定する事項を定めることとされており、今般施行規則及び原子力規制委員会が定める放射線障害予防規定に定めるべき事項に関するガイドが改正され、令和5年10月1日から施行されることとなったことから、予防規定についても改正する必要がある。</p> <p>2. 改正の内容</p> <p>1) 放射線施設に立ち入る者に係る外部被ばくによる線量の測定の信頼性確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測定の信頼性を確保するための線量計は、ISO/IEC17025 の認定を受けた機関の線量計とし、常に正常な機能を維持するよう保守することを規定</li> <li>・ 具体的な実施計画、記録その他の必要な事項を放射線作業要領の中で定めることを規定</li> </ul> <p>2) 放射線施設に立ち入る者に係る内部被ばくによる線量及び施設の放射線の量等の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放射性同位元素により汚染されたおそれのある者は汚染除去検査室で測定を行ってから退室することを規定</li> <li>・ 眼の水晶体の等価線量について、算定結果を確認し記録することを規定</li> <li>・ 放射線測定器の点検及び校正の方法等について規定</li> </ul>
施行期日	令和5年10月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構 放射線障害予防規程 新旧対照表 (令和5年10月1日施行)

新	旧
<p>(場所の測定)            第31条 1～3 (略)            4 安全管理に係る放射線測定器等について次の各号により行わなければならない。</p> <p>一 病院長は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守し、測定<u>の信頼性の確保を</u>しななければならない。</p> <p>二 測定<u>の信頼性を確保するための具体的な実施計画、記録その他の必要な事項は放射線作業要領に定める。</u></p> <p>(個人被ばく線量の測定)            第32条 業務責任者は、業務従事者または管理区域に立ち入った者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号により、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。</p> <p>測定<u>の信頼性を確保するための適切な個人被ばく線量計とはISO/IEC 17025の認定を受けた機関の線量計とする。個人被ばく線量計の校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守し、測定<u>の信頼性の</u></u></p>	<p>(場所の測定)            第31条 1～3 (略)            4</p> <p>一 病院長は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守しななければならない。</p> <p>(新規)</p> <p>(個人被ばく線量の測定)            第32条 業務責任者は、業務従事者</p> <p>一 に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号により、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。</p>

確保をしなければならぬ。ただし、一時立入者の実効線量が1週間につき100マイクローベルトを超えるおそれがないが、確認のため使用する場合はこの限りではない。

- 一 (略)
- 二 測定は胸部(女子にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクローメートル線量当量について行うこと。頭部または水晶体の測定においては3ミリメートル線量当量について行うことも可とする
- 三～五 (略)
- 六 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。また放射性同位元素により汚染されたおそれのある者は汚染除去検査室で測定を行ってから退室すること

- 1～4 (略)
- 5 前項の算定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者を除く)にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。眼の水晶体の等価線量にあっては令和3年4月1日を始期とする5年につき100mSvかつ1年間につき50mSvを超えないか算定結果を確認し記録する。

33条～35条(略)

第10章 記帳及び保存

- 一 (略)
- 二 測定は胸部(女子にあっては腹部)について1センチメートル線量当量及び70マイクローメートル線量当量について行うこと。
- 三～五 (略)
- 六 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。

- 1～4 (略)
- 5 前項の算定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子(妊娠の可能性のない者を除く)にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。

33条～35条(略)

第10章 記帳及び保存

(記帳)

第36条 使用責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、放射線施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

一七 (略)

八 放射線測定器の信頼性の確保に関する記録

ア 測定に用いる放射線測定器の点検または校正の年月日

イ 点検または校正を行った放射線測定器の種類及び形式

ウ 点検または校正の方法

エ 点検または校正の結果及びこれに伴う措置の内容

オ 点検または校正を行った者の氏名

カ 管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定の内容  
信頼性を確保するための措置の内容

附 則

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

(記帳)

第36条 使用責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、放射線施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

一七 (略)

(新規)

平成22年4月1日規程第38号  
平成26年9月20日規程第5号  
平成29年3月16日規程第9号  
令和元年8月28日規程第17号  
令和5年10月1日規程第8号

## 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院放射線障害予防規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)及び関連法令に基づき、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院(以下「病院」という。)における放射性同位元素または放射性汚染物(以下「放射性同位元素等」という。)及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保することを目的とする。

#### (適用範囲)

第2条 この規程は、病院の放射線施設に立ち入る者すべての者に適用する。

#### (用語の定義)

第3条 この規程において「放射線施設」とは、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。)第1条第9号に定める使用施設、貯蔵施設、廃棄施設をいう。

2 この規程において「放射線取扱等業務」とは、放射性同位元素等の取扱い(使用、保管、運搬、廃棄)及び管理またはこれに付随する業務をいう。

3 この規程において「業務従事者」とは、放射性同位元素等の取扱い及び管理またはこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、病院長が許可し、登録された者をいう。

4 この規程において「一時立入者」とは、業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

#### (要領等の制定)

第4条 病院長は、法及びこの規程に定める事項の実施について、次に掲げる必要な要領等を定めるものとする。

- 一 放射線作業要領
- 二 その他

(遵守等の義務)

第5条 業務従事者及び一時立入者は、第8条に定める放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 病院長は、放射線取扱主任者の法に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 病院長は、第7条に定める放射線安全委員会がこの規定に基づき行う答申または意見具申を尊重しなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(安全管理組織)

第6条 病院における放射性同位元素等の取扱いまたは放射線発生装置の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線安全委員会)

第7条 放射線障害の防止に関し必要な事項を企画審議するため、病院に放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員長は、主任者のうちから選任する。
- 3 委員は、主任者、使用責任者、業務責任者、施設責任者、その他病院の職員のうちから、病院長が任命する。
- 4 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第8条 病院における放射線障害の防止について、総括的な監督を行わせるため、法第34条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を1名以上選任するものとする。

- 2 主任者は放射線障害の防止に関し、次の各号に掲げる職務を行うものとする。
  - 一 この規定及び下部規程の制定及び改廃への参画
  - 二 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
  - 三 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
  - 四 危険時の措置等に関する対策への参画
  - 五 法令に基づく申請、届出、報告の確認及び審査
  - 六 立入検査等の立会い
  - 七 異常及び事故の原因調査への参画

- 八 病院長に対する意見の具申
  - 九 施設、使用状況等及び帳簿、書類等の確認及び審査
  - 十 業務従事者への監督及び指導
  - 十一 関係者への助言、勧告及び指示
  - 十二 委員会の開催の要求
  - 十三 前各号に掲げるもののほか、放射線障害防止に関し、必要な事項
- 3 複数の主任者を選任する場合の業務分担は、前項各号につき委員会において定める。
  - 4 主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務のすべてを代行させるため、主任者の代理人（以下「代理人」という。）を選任するものとする。
  - 5 主任者及び代理人は、主任者の資格を有する者のうちから病院長が任命する。また、解任する場合は、解任理由に基づき病院長が解任する。
  - 6 主任者が30日以上職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理人の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
  - 7 主任者は、業務従事者が関係法令、この規程もしくは主任者の指示等に違反し、または取扱能力に欠けると認められる場合は、当該業務従事者の放射線取扱等業務を制限し、または業務従事者の許可を取り消すことを病院長に勧告することができる。
  - 8 病院長は、選任されている主任者に対し、施行規則第32条第2項で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

（医療放射線安全管理責任者）

- 第9条 病院長は、放射線管理業務を総括するため、医療放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）を任命するものとする。
- 2 安全管理責任者は放射線業務を総括した結果を主任者及び病院長に報告しなければならない。

（使用責任者）

- 第10条 病院長は、放射線管理業務を行うため、使用責任者を任命するものとする。
- 2 使用責任者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 管理区域に立ち入る者の入退歴、放射線による被ばく及び放射性同位元素等による汚染の管理
    - 二 管理区域内外に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定
    - 三 放射線測定機器の保守管理
    - 四 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄
    - 五 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務

- 六 業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施に関する業務
- 七 業務従事者に対する健康診断に関する業務
- 八 放射性廃棄物の保管、管理及びそれらの処理に関する業務
- 九 第一号から前号までの業務に関する記帳、記録及びそれらの管理
- 十 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的  
事項に関する業務
- 十一 その他放射線障害防止に必要な業務

(施設責任者)

第11条 病院長は、病院の放射線施設の維持及び管理を総括するため、施設責任者を任命するものとする。

(施設管理担当者)

第12条 病院長は、施設管理業務を行うため、施設管理担当者を任命するものとする。

2 施設管理担当者は、主任者及び施設責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設の保守管理、設備の運転及び保守管理
- 二 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
- 三 作業環境の保全
- 四 排水設備の運転
- 五 排気設備の運転
- 六 空調設備の運転
- 七 高圧ガス設備及び危険物の保守管理
- 八 その他施設、設備の維持及び管理に必要な業務

(業務責任者)

第13条 使用責任者は、次項に定める業務を行うため、次に掲げる区域毎に放射線取扱等業務の責任者（以下「業務責任者」という。）を選任するものとする。

- 一 RI作業区域
  - 二 放射線治療作業区域
  - 三 X線撮影作業区域
- 2 業務責任者は、主任者、代理者及び安全管理責任者と協力して次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 放射性同位元素等あるいは放射線発生装置取扱いにおける業務従事者への適切な指示
  - 二 放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄及び記帳等における業務従事者の監督



## 及び指導

### (放射線業務従事者の登録等)

- 第14条 病院において放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱い等業務に従事する者は、作業要領の定めるところにより所属長の同意を経て病院長に申請し、登録されなければならない。
- 2 病院長は、前項の規定による申請があったときは、申請者に対し、第33条に定める教育及び訓練並びに第34条に定める健康診断を実施し、その結果を照査した上で、許可するものとする。
- 3 病院長は、前項の許可を受けた者が関係法令、この規定もしくは主任者の指示等に違反し、または取扱能力に欠けると認められる場合は、第1項に定める業務を制限し、または前項の許可を取り消すことができる。
- 4 病院長は、業務従事者の登録名簿を作成し、保管しなければならない。

## 第3章 管理区域

### (管理区域)

- 第15条 病院長は、放射線障害の防止のため、施行規則第1条第1号に定める場所を管理区域（以下「管理区域」という。）として指定する。
- 2 安全管理責任者は次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
- 一 業務従事者として登録された者
  - 二 業務従事者以外の検査、処置、業務の補助等で立入る者
  - 三 医師の指示を受けた患者及びその者の介助のために立入る者
  - 四 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

### (管理区域に関する遵守事項)

- 第16条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 定められた出入口から出入りすること
  - 二 管理区域への立ち入り及び退出、取扱い等を記録すること
  - 三 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること
  - 四 管理区域内において、飲食、喫煙等内部被ばくのおそれのある行為を行わないこと
  - 五 業務従事者は、主任者及び安全管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
  - 六 一時立入者は、主任者、安全管理責任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと
- 2 密封されていない放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次

の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域の外へ出ないこと
  - 二 放射性同位元素を体内摂取したとき、またはそのおそれがあるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、その指示に従うこと
  - 三 管理区域から出るときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が認められた場合は、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を講じること
  - 四 汚染除去が困難な場合は、主任者に報告し、その指示に従うこと
- 3 安全管理責任者は、管理区域の入口の目に付きやすい場所に放射線障害発生の防止に係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

#### (自主点検)

- 第17条 施設管理担当者及び業務責任者は、放射線作業要領の定めるところにより、放射線施設の定期的な巡視及び年1回以上の点検を行わなければならない。
- 2 施設管理担当者及び業務責任者は、前項の規定による巡視及び点検の結果を施設管理責任者に報告しなければならない。
  - 3 施設管理担当者及び業務責任者は、第1項の規定による巡視及び点検において異常があると認めるときは、その状況及び原因を調査し、必要な措置を講じるとともに、施設管理責任者に通報しなければならない。
  - 4 施設管理責任者は、前項の通報を受けたときは、主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

#### (安全管理点検)

- 第18条 主任者及び施設責任者は、放射線作業要領の定めるところにより、定期的に放射線測定器及び安全管理用具等の自主検査を行わなければならない。
- 2 主任者及び施設責任者は、前項の規定による自主検査の結果を安全管理責任者に報告しなければならない。
  - 3 主任者及び施設責任者は、第1項の規定による自主検査において異常があると認めるときは、修理等必要な措置を講じるとともに、安全管理責任者に報告しなければならない。
  - 4 安全管理責任者は、前項の報告を受けたときは、病院長に報告しなければならない。

#### (修理、改造)

- 第19条 使用責任者及び施設責任者は、所管する施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微であると認められるものについてはこ

の限りではない。

- 2 病院長は、前項の承認を行おうとする場合において必要があると認めるときは、その安全性及び安全対策等について、委員会に諮問することができる。
- 3 使用責任者及び施設責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して病院長に報告しなければならない。

#### 第4章 使用

(放射性同位元素等の使用)

第20条 放射性同位元素等を取り扱うときは、主任者の承認を受けなければならない。

(密封されていない放射性同位元素の使用)

第21条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 作業室において使用し、許可使用数量を超えないこと
  - 二 給排気設備が正常に動作していることを確認すること
  - 三 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講じること
  - 四 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
  - 五 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること
  - 六 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること
  - 七 作業室においては、作業衣、保護具等を着用すること
  - 八 作業衣、保護具等を着用してみだりに管理区域から退出しないこと
  - 九 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染の検査し、汚染があった場合は除去すること
  - 十 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと
  - 十一 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に標識を掲げ、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること
  - 十二 作業室での飲食及び喫煙を禁止すること
- 2 安全管理責任者は、使用予定表の作成等により、1日最大使用数量を超えて使用していないことを確認しなければならない。
  - 3 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、主任者及び病院長の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

第22条 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること
- 二 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
- 三 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること
- 四 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること
- 五 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に標識を掲げ、必要に応じて柵等を設置し、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講じること
- 六 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏洩等異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること
- 七 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること
- 八 インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること

（放射線発生装置の使用）

第23条 放射線発生装置を使用するときは、主任者の許可を受けなければならない。

2 放射線発生装置を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 インターロックを設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること
- 二 使用中は、自動表示装置により運転中であることを明示すること
- 三 遮蔽壁その他遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと
- 四 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること

## 第5章 保管、運搬及び廃棄

（放射性同位元素等の受入れ、払出し）

第24条 病院における放射性同位元素等の受入れ及び払出しは、使用責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された核種及び数量であること

- 二 所定の貯蔵箱に貯蔵すること
- 2 使用責任者のもと次の各号に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 購入した放射性同位元素の受入れ
  - 二 他事業所からの放射性同位元素等の譲り受け
  - 三 他事業所への放射性同位元素等の譲り渡し
  - 四 不要となった密封放射性同位元素等の搬出
- 3 安全管理責任者は、主任者の指示を受けて、前項に定める放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、必要な事項を記録しなければならない。

(放射性同位元素等の持ち込み、持ち出し等)

第25条 業務従事者は、放射性同位元素等を放射線施設内に持ち込み、または放射線施設外に持ち出す場合は、主任者の許可を受けなければならない。

(保管)

第26条 放射性同位元素等の保管は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

- 一 貯蔵室または貯蔵箱に貯蔵すること
- 二 貯蔵室または貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと
- 三 貯蔵箱及び耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中にこれをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講じること
- 四 非密封放射性同位元素を貯蔵室または貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受け皿を使用する等、貯蔵室内または貯蔵箱に汚染が拡大しない措置を講じること
- 五 密封放射性同位元素であって機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは、保管中容器のシャッターを閉止すること
- 六 放射線発生装置から発生した放射線によって汚染されたもの（以下「放射化物」という。）を保管する場合は、放射化物保管排気設備内に保管すること
- 七 貯蔵施設の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること

(管理区域における運搬)

第27条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載の禁止、転倒及び転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(病院内における運搬)

第28条 病院内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の許可を受けるとともに、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

2 放射性同位元素等を病院内において運搬するときは、主任者の指示に従うとともに、放射線作業要領に定められた事項を遵守しなければならない。

(病院外における運搬)

第29条 病院外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、主任者の許可を受けるとともに、前条に定めるもののほか、関係法令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第30条 密封されていない放射性同位元素等を廃棄しようとするときは、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、放射線作業要領に従わなければならない。

一 固体状の放射性廃棄物は、不燃性、難燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄室に保管廃棄すること

二 液体状の放射性廃棄物は、無機廃液及び有機廃液に区分し、それぞれ所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄または排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水すること

三 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として廃棄すること

2 放射化物は装置から外した後、すみやかに廃棄事業者に引き渡すものとする。

3 不用な密封放射性同位元素は、許可届出使用者または販売事業者に引き渡すものとする。

4 放射性同位元素等を原子炉等規制法に基づく廃棄事業者に廃棄を委託する場合において、廃棄事業者の許可の範囲に含まれない放射性同位元素等は委託してはならない。

5 放射性同位元素等を原子炉等規制法に基づく廃棄事業者に廃棄を委託することができる。その場合、その廃棄を委託した放射性同位元素等は、核燃料物質または核原料物質によって汚染されたものとみなす。

## 第7章 測定

(場所の測定)

第31条 業務責任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率または1センチメートル

ル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

- 3 非密封放射性同位元素取扱施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
  - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
  - 二 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口、及び管理区域境界について、放射線作業要領に従って行うこと
  - 三 排気設備の排気口及び排水設備口の排水における放射性同位元素による汚染状況は、排気または排水の濃度測定の結果をもって評価すること（測定が困難な場合は、算定により評価すること）
  - 四 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を超えない期間毎に1回行うこと（排気口または排水口における測定は、排気または排水のつど行い、連続して排気または排水を行う場合は、連続して測定すること）
- 4 安全管理に係る放射線測定器等について次の各号により行わなければならない。
  - 一 病院長は、安全管理に係る放射線測定器等について、校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守し、測定の信頼性の確保をしなければならない。
  - 二 測定の信頼性を確保するための具体的な実施計画、記録その他の必要な事項は放射線作業要領に定める。
- 5 密封放射性同位元素を装備した機器の取扱施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
  - 一 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
  - 二 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間毎に1回行うこと
- 6 放射線発生装置使用施設の測定は、次の各号により行わなければならない。
  - 一 放射線の量の測定は、使用施設、管理区域境界及び病院境界について、放射線作業要領に従って行うこと
  - 二 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、6月を超えない期間毎に1回行うこと
- 7 第1項から前項までの測定は、次の各号に掲げる項目について測定結果を記録しなければならない。
  - 一 測定日時
  - 二 測定箇所
  - 三 測定者の氏名

- 四 放射線測定器の種類及び形式
  - 五 測定方法
  - 六 測定結果
  - 七 測定の結果、とった措置がある場合には、その内容
- 8 安全管理責任者は、前項の測定結果を5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第32条 業務責任者は、業務従事者または管理区域に立ち入った者に対して適切な個人被ばく線量計を着用させ、次の各号により、個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、被ばく線量計を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出するものとする。

測定の信頼性を確保するための適切な個人被ばく線量計とはISO/IEC 17025の認定を受けた機関の線量計とする。個人被ばく線量計の校正または確認校正を定期的に行い、その実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、常に正常な機能を維持するように保守し、測定の信頼性の確保をしなければならない。ただし、一時立入者の実効線量が1週間につき100マイクロシーベルトを超えるおそれがないが、確認のため使用する場合はこの限りではない。

- 一 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと
  - 二 測定は胸部（女子にあっては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。頭部又は水晶体の測定においては3ミリメートル仙浪当量について行うことも可とする
  - 三 前号のほか、頭部及び頸部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大腿部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（前号において腹部について測定することとされる女子にあっては腹部及び大腿部から成る部分）以外の部分である場合は、当該部分についても行うこと
  - 四 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、前二号のほか当該部位についても行うこと
  - 五 放射性同位元素を誤って摂取した場合またはそのおそれのある場合は、内部被ばくについても測定を行うこと
  - 六 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。また放射性同位元素により汚染されたおそれのある者は汚染除去検査室で測定を行ってから退室すること。
  - 七 一時立入者の実効線量が1週間につき100マイクロシーベルトを超えるおそれのある場合は、適切な個人被ばく線量計を装着し、個人被ばく線量を測定すること
- 2 業務責任者は、前項に定める測定を行ったときは、次の各号に掲げる項目について結



果を記録しなければならない。

- 一 測定対象者の氏名
  - 二 測定者の氏名
  - 三 放射線測定器の種類及び形式
  - 四 測定日時
  - 五 測定方法
  - 六 測定部位及び測定結果
- 3 前項の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。
- 4 業務責任者は、第2項の測定結果から実効線量及び等価線量を算定したときは、次の各号に掲げる項目について結果を記録しなければならない。
- 一 算定年月日
  - 二 対象者の氏名
  - 三 算定者の氏名
  - 四 算定対象期間
  - 五 実効線量
  - 六 等価線量及び組織名
- 5 前項の算定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間及び4月1日を始期とする1年間並びに女子（妊娠の可能性のない者を除く）にあつては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し、記録するものとする。眼の水晶体の等価線量にあつては令和3年4月1日を始期とする5年につき100mSvかつ1年間につき50mSvを超えないか算定結果を確認し記録する。
- 6 第2項及び第4項の記録は、病院長が永久に保存するとともに、記録の写しを本人に交付しなければならない。ただし、第13条第1号及び第3号に定める区域で業務する者の記録は、30年保存とする。

## 第8章 教育及び訓練

（教育及び訓練）

第33条 病院長は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等または放射線発生装置の取扱等業務に従事する者に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は次の各号に定めるところによる。

- 一 実施時期

ア 業務従事者として登録する前

イ 業務従事者として登録した後には、登録後前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内

## 二 項目及び時間数

ア 放射線の人体に与える影響 30分以上

イ 放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱 1時間以上

ウ 放射線障害防止に関する法令及びこの規程 30分以上

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 第1項に定める教育及び訓練は、委員会で協議し、教育訓練計画を立案し、実施するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、病院長は、安全管理責任者及び主任者と協議の上、教育及び訓練の一部を省略することができる。

5 第2項の規定により、教育及び訓練の一部を省略した場合は、省略した理由を記録しなければならない。

6 主任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭または掲示等により実施しなければならない。

## 第9章 健康診断、放射線障害を受けた者等に対する措置

### (健康診断)

第34条 病院長は、業務従事者に対して健康診断を実施しなければならない。

2 健康診断は、問診及び検査または検診とし、次に掲げる事項を行うものとする。

#### 一 問診

ア 放射線の被ばく歴の有無

イ 被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくの状況

#### 二 検査または検診

ア 末しょう血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数及び白血球数並びに白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

3 健康診断の実施時期は次の各号に掲げる時期とする。

一 業務従事者として登録する前または初めて管理区域に立ち入る前

- 二 管理区域に立ち入った後には1年を超えない期間毎。ただし、前年度4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えず、かつ当該年度の4月1日を始期とする1年間の実効線量が5ミリシーベルトを超えるおそれのない場合は、前項第2号に規定する検査または検診は省略することができる。
- 4 病院長は、第1項の規定にかかわらず、業務従事者が次の事項に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を実施しなければならない。
- 一 放射性同位元素を誤って摂取した場合
  - 二 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
  - 三 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され、または汚染されたおそれのある場合
  - 四 実効線量限度または等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、または被ばくしたおそれのある場合
- 5 病院長は、健康診断を実施した結果について、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。
- 一 実施年月日
  - 二 対象者の氏名
  - 三 健康診断を実施した医師名
  - 四 健康診断の結果
  - 五 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 6 健康診断の結果は、病院長が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを本人に交付しなければならない。ただし、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

- 第35条 病院長は、業務従事者が放射線障害を受け、または受けたおそれのある場合には、医師及び主任者と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入時間の短縮、立入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を講じるとともに、その結果を総括安全衛生管理者に報告しなければならない。
- 2 病院長は、業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

## 第10章 記帳及び保存

(記帳)

第36条 使用責任者は、放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、放射線施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号に掲げるものとする。

一 受入れ、払出し

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の受入れまたは払出しの年月日及びその相手方の氏名または名称

二 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射線発生装置の種類

ウ 放射性同位元素または放射線発生装置の使用年月日、目的、方法及び場所

エ 放射性同位元素または放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

三 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

四 運搬

ア 病院外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法

イ 荷受人または荷送人の氏名または名称、運搬に従事する者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

五 廃棄

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

六 放射線施設の点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名または委託先の氏名もしくは名称

七 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数

イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

八 放射線測定器の信頼性の確保に関する記録

ア 測定に用いる放射線測定器の点検または校正の年月日

イ 点検または校正を行った放射線測定器の種類及び形式

ウ 点検または校正の方法

エ 点検または校正の結果及びこれに伴う措置の内容

オ 点検または校正を行った者の氏名

カ 管理区域に立ち入った者の外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の内容

- 3 前項に定める帳簿は毎年3月31日または病院の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

## 第11章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第37条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、放射線作業要領に従い通報しなければならない。

- 一 放射性同位元素等の盗取または所在不明が発生したとき
- 二 気体状の放射性同位元素等の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、または排気することによって廃棄した場合において、濃度限度または線量限度を超えたとき
- 三 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、または排水することによって廃棄した場合において、濃度限度または線量限度を超えたとき
- 四 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき
- 五 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき（次のいずれかに該当するときは除く）
  - ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が当該漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき
  - イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気設備の機能が適正に維持されているとき
  - ウ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のとき
  - エ その他漏洩の程度が軽微なとき（表面密度限度を超えないとき）
- 六 次の線量が線量限度を超え、または超えるおそれのあるとき
  - ア 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - イ 病院内及び病院の境界における線量
- 七 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、または超えるおそれのあるとき
  - ア 業務従事者 5ミリシーベルト
  - イ 業務従事者以外の者 0.5ミリシーベルト
- 八 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、または超えるおそれのある被ばくがあったとき

- 2 病院長は、前項の通報を受けたときは、その旨を直ちにその状況及びそれに対する措置を10日以内にそれぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第38条 甲府市内で大規模自然災害（震度5強以上、風水害による家屋全壊（住屋流出または1階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合）、または放射線施設に火災等の災害が起こった場合には、放射線作業要領の定めるところにより、あらかじめ指定された点検担当者が点検を行うとともに、その結果を主任者及び病院長に報告しなければならない。

- 2 病院長は、主任者、安全管理責任者及び施設管理責任者と協議の上、必要な応急措置を講じなければならない。
- 3 病院長は、前項の応急措置では対応しきれない事態に対し、放射線施設の安全管理上必要な予算措置を講じなければならない。
- 4 主任者は、第1項の事態を遅滞なく原子力規制委員会に届けなければならない。

(危険時の措置)

第39条 前条で定めるもののほか、放射線障害が発生した場合、またはそのおそれがある事態の発見者は、放射線作業要領の定めるところにより、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じるとともに、主任者または関係者に通報しなければならない。

- 2 前項の事故等により通報を受けた主任者は、直ちに病院長、関係者及び関係機関に連絡しなければならない。
- 3 病院長は、直ちに必要な応急措置を講じなければならない。
- 4 病院長は、主任者に指示し、原因の調査を行わなければならない。
- 5 災害時の応急作業等の緊急作業に従事するのは、施設管理担当職員または業務従事者とする。
- 6 主任者は、その状況及びその対応措置について10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 7 病院長は、災害時に緊急作業に従事する者に対し、緊急時の対応に関する教育及び訓練を受けさせなければならない。
- 8 病院長は、災害時に緊急作業に従事した者に対し、第8章に定める健康診断（放射線障害を受けた者等に対する措置）と同様の措置を受けさせなければならない。

## 第12章 情報提供

(情報提供)

第40条 事故等の報告を要する放射線障害が発生した場合またはそのおそれがある場合には、病院長は、病院ホームページに次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより、公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問合せには事務局次長が対応するものとする。

2 発生した事故の状況及び被害の程度等に関して外部に提供する内容（以下「情報提供内容」という。）は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事故の発生日時及び発生した場所
- 二 汚染状況等による病院外への影響
- 三 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の種類、性状及び数量
- 四 応急措置の内容
- 五 放射線測定器による放射線量の測定結果
- 六 事故の原因及び再発防止策

### 第13章 業務の改善

（業務の改善）

第41条 病院長は、病院の放射線施設の放射性同位元素等及び放射線発生装置の使用等に係る安全性を向上させるため、委員会に放射線障害の防止に関する業務評価を年1回以上実施させるものとする。

- 2 委員会は、前項の評価の結果を病院長に通知しなければならない。
- 3 病院長は、前項の通知を踏まえ、必要な改善を実施するものとする。
- 4 委員会は、改善の記録を保存する。

### 第14章 報告

（定期報告）

第42条 使用責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について、施行規則第24条の2の10第3項及び第39条第2項に規定する報告書を放射線作業要領の定めるところにより作成し、主任者を経て病院長に報告しなければならない。

- 2 病院長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に届け出なければならない。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年10月1日から施行する。



改正 令和4年3月16日 原規放発第22031617号 原子力規制委員会決定

令和4年3月16日

原子力規制委員会

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの一部改正について

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（原規放発第17121320号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、放射線の量等の測定の信頼性確保のための放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行の日（令和5年10月1日）から施行する。

別表 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1. 本ガイドの位置付けについて</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃業者（以下「使用者等」という。）には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することとはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。</p>	<p>1. 本ガイドの位置づけについて</p> <p>放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃業者（以下「使用者等」という。）には、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「令」という。）第1条に規定する放射性同位元素若しくは令第2条の放射線発生装置の使用、放射性同位元素の販売若しくは賃貸の業又は放射性同位元素若しくは放射性汚染物の廃棄の業を開始する前に、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第21条第1項の各号において規定されている事項について放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に定め、原子力規制委員会に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>また、放射性同位元素若しくは放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）又は放射線発生装置の使用等は、許可証又は放射性同位元素等の許可申請書若しくは届出書（変更を含む。以下「申請書等」という。）の記載内容並びに使用、保管、廃棄及び運搬（以下「取扱い」という。）の技術上の基準等において規制要求をしている事項を遵守することとはもとより、放射性同位元素等の取扱いに係る放射線障害を防止するため、使用者等自らが安全管理を確実に実施するために必要な事項を予防規程に定める必要がある。</p>

(下線部分は改正部分)

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするとともに、規則第 21 条第 1 項第 6 号に関し、別紙において、規則第 20 条に係る測定の種類性を確保として、放射線施設に立ち入る者に係る外部被ばくによる線量の測定の種類性を確保するための措置の具体的な方法及び放射線の施設に立ち入る者に係る内部被ばくによる線量及び施設の放射線の量等の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方を示すものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. (略)

0-1) ~0-6) (略)

0-7) 予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規程を活用することとはできる。その場合、当該規程の名称を予防規程に記載すること。

規則第 21 条第 1 項第 1 号～第 5 号 (略)

規則第 21 条第 1 項第 6 号 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第 20 条第 4 項各号に掲げる措置に関すること。

本ガイドは、予防規程に定めるべき記載事項について明確にするものである。

なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく、法、令及び規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。また、本ガイドで示す例示は一例であり、使用者等の実態を踏まえ、適切な事項を明記する必要がある。

2. (略)

0-1) ~0-6) (略)

0-7) 予防規程に定める事項のうち、他法令等に基づき作成した規程が予防規程で定めるべき事項として合致している場合には、当該規程を活用することとはできる。その場合、当該規定の名称を予防規程に記載すること。

規則第 21 条第 1 項第 1 号～第 5 号 (略)

規則第 21 条第 1 項第 6 号 放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定並びにその測定の結果についての第 20 条第 4 項各号に掲げる措置に関すること。

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号は、法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害のおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めることを求めている。本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 6-1) (略)
- 6-2) 放射線障害のおそれのある場所の測定について、規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いに応じて、下記について規定すること。
  - ① 放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を行う頻度及び測定の方法
  - ② 測定に用いる放射線測定器ごとに行う点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ
- 6-3) 放射線施設に立ち入った者の放射線の量の測定について、規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射性同位元素等及び放射線発生装置の取扱いに応じて、下記について規定すること。

① 外部被ばくによる線量について

・測定の対象者、測定部位及び測定の方法

【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】

本号は、法第20条の規定に基づく規則第20条の規定に基づき、放射線障害の発生するおそれのある場所及び放射線施設に立ち入った者についての具体的な測定方法及びその結果についての措置を定めることを求めている。

本号に関し、予防規程に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 6-1) (略)
- 6-2) 規則第20条第1項の規定を踏まえ、放射線障害のおそれのある場所の放射線の量又は放射性同位元素による汚染の状況を知るために最も適した測定箇所、測定を実施する期間及び測定の方法等を規定すること。
- 6-3) 規則第20条第2項の規定を踏まえ、放射線業務従事者の外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量の測定について、測定部位、測定を実施する期間及び使用する放射線測定器等を規定すること。なお、規則第20条第3項柱書の規定を踏まえ、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難である場合には、計算によってこの値を算出することを規定すること。

(新設)

・測定信頼性を確保するための措置（規則第20条第2項第1号へただし書に規定する管理区域に一時的に立ち入る者であつて、放射線業務従事者でないものに係るものを除く。）

・規則第20条第2項第1号へただし書の適用を受ける管理区域に一時的に立ち入る者であつて放射線業務従事者でないものに係る測定に用いる放射線測定器ごとに行う点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ

② 内部被ばくによる線量について

・測定の対象者、測定を行う時期及び測定の方法  
・測定に用いる放射線測定器ごとに行う点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ

6-4) 放射線施設に立ち入った者の放射性同位元素による汚染の状況の測定について、規則第20条第3項の規定を踏まえ、取り扱う放射性同位元素等の核種、数量、性状及び使用状況等に応じて、下記について規定すること。

① 測定の対象者、測定を行う時期又は場所、測定の方法及び測定を行う箇所（手、足、作業衣、履物及び保護具等の表面）

② 測定に用いる放射線測定器ごとに行う点検及び校正の方法並びにこれらの組合せ

6-5) 放射線施設の状況に照らし、6-2) から6-4) に掲げる測定の実施に係る事項のほか、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合において計算によってこれらの値の算出をするとき等、規則第20条の規定を踏まえた措置を適切に実施する上で必要となる事項を規定すること。

(新設)

(新設)

(新設)

<p>6-6) (略)</p> <p>6-7) 法第 20 条第 3 項の措置について、規則第 20 条第 4 項の規定を踏まえ、下記について規定すること。</p> <p>① 6-2) の測定結果の記録及び保存に関すること</p> <p>② 6-3) 及び 6-4) の測定結果の記録及び保存に関すること</p> <p>③ 6-3) 及び 6-4) の測定結果から実効線量及び等価線量の算定の記録及び保存に関すること</p> <p>④ 累積実効線量の集計の記録及び保存に関すること</p> <p>⑤ 眼の水晶体の累積等価線量の集計の記録及び保存に関すること</p> <p>⑥ 測定対象者への記録の写しの交付に関すること</p> <p>6-8) 6-2) ②、6-3) 及び 6-4) ②に基づいて規定する放射線測定器の点検及び校正の方法、測定信頼性を確保するための措置を講じるための要件については、別紙「規則第 20 条に係る測定の信頼性確保について」を参照すること。</p>	<p>6-4) (略)</p> <p>6-5) 規則第 20 条第 4 項に規定する測定の結果の記録の保存期間及び測定対象者に対し記録の写しを交付することを規定すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>規則第 21 条第 1 項第 7 号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練 (次条及び第 24 条第 1 項第 1 号ニ)において単に「教育及び訓練」という。) に関すること。</p> <p>【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】</p> <p>(略)</p> <p>(別紙として添付の内容を加える。)</p>	<p>規則第 21 条第 1 項第 7 号 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練 (次条及び第 24 条第 1 項第 1 号ニ)において単に「教育及び訓練」という。) に関すること。</p> <p>【対象事業者：許可届出使用者及び許可廃棄業者】</p> <p>(略)</p> <p>(別添を新たに追加)</p>

## 規則第 20 条に係る測定の信頼性確保について

規則第 20 条に係る測定の信頼性確保として、放射線施設に立ち入る者に係る外部被ばくによる線量の測定の信頼性を確保するための措置の具体的な方法並びに放射線施設に立ち入る者に係る内部被ばくによる線量及び施設の放射線の量等の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方等について、以下に示す。<sup>1</sup>

1. 放射線施設に立ち入る者に係る外部被ばくによる線量の測定の信頼性確保について  
規則第 20 条第 2 項第 3 号 第 1 号の測定の信頼性を確保するための措置を講じること

1-1 放射線業務従事者の外部被ばくによる線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について

放射線業務従事者(規則第 1 条第 8 号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。)の外部被ばくによる線量の測定に当たって求められる「測定の信頼性を確保するための措置」を講じた測定とは、「ISO/IEC 17025：国際標準化機構／国際電気標準会議 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項(以下「ISO/IEC 17025」という。)」に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定<sup>2</sup>とする。具体的には以下の測定である。

- ① 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に委託して行う測定
- ② 許可届出使用者及び許可廃棄業者が、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)の ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して行う測定

<sup>1</sup> <参考>放射線測定の信頼性確保の義務化の経緯等は、以下の資料を参照のこと。  
・令和元年度第 50 回原子力規制委員会(令和元年 12 月 25 日開催)資料 5：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の改正の方針—放射線測定の信頼性確保について—  
(<https://www.nsr.go.jp/data/000295983.pdf>)

・令和 2 年度第 22 回原子力規制委員会(令和 2 年 9 月 2 日開催)資料 2：放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正及びこれに対する意見募集の結果等について—放射線測定の信頼性確保の義務化—(<https://www.nsr.go.jp/data/000325146.pdf>)

<sup>2</sup> 「測定の信頼性を確保するための措置の内容」については、規則第 24 条第 1 項第 1 号レの規定に基づき、帳簿を備え、記帳しなければならない。なお、その記帳に当たり、①JAB による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関に測定を委託する場合には、当該外部の機関が上記の認定を受けていることについて許可届出使用者又は許可廃棄業者が確認した内容を、②許可届出使用者及び許可廃棄業者が JAB による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得して測定を行う場合には、認定を受けた内容及び当該認定に基づき講じている措置の内容を、③上記と同等の品質を確保して行う測定を行う場合には、その措置の内容を、記載することとなる。

- ③ ②に掲げる測定のほか、許可届出使用者及び許可廃棄業者が、上記と同等の品質を確保して行う測定（例えば、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）以外の国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互承認協定（MRA）に署名している認定機関による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を受けた者による測定など）

1-2 管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないものの外部被ばくによる線量の測定に係る「測定の信頼性を確保するための措置」について

管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でないもの（以下「一時的立入者」という。）のうち、外部被ばくによる実効線量が  $100\mu\text{Sv}$  を超えるおそれのある者については、規則第 20 条の規定に基づく外部被ばくによる線量の測定を行わなければならない。これらの者に対する外部被ばくによる線量の測定に係る「信頼性を確保するための措置」を講じた測定方法は、1-1①から③までに掲げるもの又は、点検及び校正を一年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器を用いた測定とする。

なお、許可届出使用者及び許可廃棄業者においては、外部被ばくによる実効線量が  $100\mu\text{Sv}$  を超えるおそれのない一時的立入者についても、有意な被ばくがないこと等を確認するため、外部被ばくによる線量の測定を自主的に実施するという取組も実務において広く認められるが、その測定の実施及び信頼性を確保するための措置については、法令上の規定はない。

放射線施設に立ち入った者の区分と区分ごとに求められる外部被ばくによる線量の測定に係る測定の信頼性を確保するための措置を講じた測定との関係を下記表 1 に示す。



表 1 放射線施設に立ち入った者の区分ごとの外部被ばくによる線量の測定に係る測定の信頼性を確保するための措置を講じた測定との関係

放射線施設に立ち入った者の区分		法令上の測定義務	信頼性を確保するための措置を講じた測定
放射線業務従事者		有	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ISO/IEC 17025 に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定</li> </ul>
一時的立入者	外部被ばくによる実効線量が $100 \mu\text{Sv}$ を超えるおそれのある者	有	次のいずれか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ISO/IEC 17025 に規定される能力を満たす人又は機関による測定及びそれと同等の品質マネジメントシステムの確立等に係る要求事項を満たす測定</li> <li>● 放射線測定器について、点検及び校正を1年ごとに適切に組み合わせて行った放射線測定器による測定</li> </ul>
	外部被ばくによる実効線量が $100 \mu\text{Sv}$ を超えるおそれのない者	無	

2. 放射線施設に立ち入る者に係る内部被ばくによる線量及び施設の放射線の量等の測定に用いる放射線測定器の点検及び校正について

規則第 20 条第 1 項第 5 号 第 2 号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（放射線障害のおそれのある場所に係る放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定関連）

規則第 20 条第 2 項第 4 号 第 2 号の測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（内部被ばくによる線量に係る測定関連）

規則第 20 条第 3 項第 4 号 測定に用いる放射線測定器については、点検及び校正を、1 年ごとに、適切に組み合わせて行うこと（放射線施設に立ち入った者に係る放射性同位元素による汚染の状況の測定関連）

2-1 「点検」について

規則第 20 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項第 4 号における点検（以下「規則第 20 条の点検」という。）は、放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認する行為（ただし、2-2 に示す「校正」を除く。）を指し、可搬型サーベイメータの場合には、当該サーベイメータが有するチェック機能による動作確認や、製造者等による検出部や計測回路が機能することの確認等が該当する。表 2 に放射線測定器の点検方法等の例を示す。

表 2 放射線測定器の点検方法等の例

分類	点検を行う者の例	事項
日常点検 レベル	測定を行う者又は放射線測定器の保守管理担当者	外観点検及び放射線測定器が有する自動チェック機能による動作確認（電池残量確認、高圧電源確認、計数動作確認、警報動作確認等）
		線源（チェックソース等）測定、バックグラウンド測定等による指示値や記録値の確認
		放射線測定器の点検に関し、取扱説明書等において実施が推奨されているもの
		許可届出使用者及び許可廃棄業者が定める日常点検の実施要領書に記載された方法による点検
定期点検 レベル	放射線測定器の保守管理担当者又は製造メーカー等の外部の機関	外観点検又は内部開放点検、検出部や計測回路等の点検
		放射線測定器の点検に関し、取扱説明書等において定期的な実施が推奨されているもの
		許可届出使用者及び許可廃棄業者が定める点検計画に基づき定期的実施する点検

なお、上記のとおり放射線測定器に係る「点検」には、放射線測定器が有する機能及び期待される性能が維持されていることを確認する行為があまねく含まれるものであるが、点検の実施管理において、必要に応じ、「規則第 20 条の点検」として位置付けて実施するものを整理して実施計画等に定めて管理することも適当\*である。

\* 点検の結果等については、帳簿を作成し、記帳しなければならない（規則第 24 条第 1 項第 1 号タ）が、例えば実施する日常点検の全てを「規則第 20 条の点検」と位置付けた場合には、その記帳管理が煩雑となるため、日常点検の他に重層的に実施する月例点検や年次点検を「規則第 20 条の点検」と位置付けて整理し、合理的な管理を実施するという方法も取り得る。すなわち、「点検」に位置付けられる行為について、必ずしもそれらの全てを「規則第 20 条の点検」として位置付けて管理しなければならないというものではない。

## 2-2 「校正」について

規則第 20 条第 1 項第 5 号、同条第 2 項第 4 号及び同条第 3 項第 4 号における校正（以下「規則第 20 条の校正」という。）は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく校正事業者登録制度（JCSS）及び日本産業規格（JIS）に基づいて校正施設で実施するものや、自施設で行う校正された放射線測定器を標準測定器として用いる比較校正のほか、以前に実施した校正が現在も有効であることを確認するためのものとして JIS 等に示される確認校正（JIS Z 4511：2018 においては機能確認。以下「機能確認」という。）や、測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるものが該当する。

表 3 に放射線測定器の校正方法等の例を示す。

表3 放射線測定器の校正方法等の例

分類	事項
A. 計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)による校正	A1. $\gamma$ 線測定器 A2. $\alpha/\beta$ 線核種 A3. $\gamma$ (X)線核種 A4. 速中性子測定器
B. JISに放射線測定器の校正方法が規定されているもの	B1. JIS Z 4511「X線及び $\gamma$ 線用線量(率)測定器の校正方法」 B2. JIS Z 4514「 $\beta$ 線組織吸収線量測定器及び線量当量測定器の校正方法」 B3. JIS Z 4521「中性子線量当量(率)計の校正方法」
C. 放射線測定器に係るJISに規定されている試験方法のうち、「規則第20条の校正」として適用できるもの*	C1. JIS Z 4312「X線, $\gamma$ 線, $\beta$ 線及び中性子用電子式個人線量(率)計」 C2. JIS Z 4316「放射性ダストモニタ」 C3. JIS Z 4317「放射性希ガスモニタ」 C4. JIS Z 4329「放射性表面汚染サーベイメータ」 C5. JIS Z 4324「X線及び $\gamma$ 線用据置形エリアモニタ」 C6. JIS Z 4330「 $\gamma$ 線検出形水モニタ」 C7. JIS Z 4333「X線, $\gamma$ 線及び $\beta$ 線用線量当量(率)サーベイメータ」 C8. JIS Z 4338「ハンドフットモニタ及び体表面汚染モニター $\alpha$ 線及び/又は $\beta$ 線用ハンドフットモニタ及び体表面汚染モニタ」 C9. JIS Z 4341「中性子用線量当量(率)サーベイメータ」 C10. JIS Z 4343「体内放射能測定装置— $\gamma$ 線放出核種(エネルギー100keV以上3000keV以下)」 C11. JIS Z 4345「X・ $\gamma$ 線及び $\beta$ 線用受動形個人線量計測装置並びに環境線量計測装置」 C12. JIS Z 4416「中性子用固体飛跡個人線量計」
D. 「放射能測定法シリーズ」で放射線測定器の校正方法等として示されているもの	D1. No.7「ゲルマニウム半導体検出器による $\gamma$ 線スペクトロメトリー」 D2. No.23「液体シンチレーションカウンタによる放射性核種分析法」
E. その他	E1. JIS Z 4511「X線及び $\gamma$ 線用線量(率)測定器の校正方法」等に示される機能確認 E2. その方法が測定の目的や対象に照らし、放射線測定器について必要な精度を確保することが説明できるもの

※JISに規定されている試験方法のうち、「規則第20条の校正」として適用できるものを活用し得ることを示すものであって、JISに規定されている全ての試験方法を適用すべきことを示すものではない。

## 2-3 点検及び校正の信頼性確保について

2-1 及び 2-2 で示したとおり、点検及び校正は必ずしも ISO/IEC 17025 に基づく認定を受けた機関により実施されることを求めるものではない。

なお、外部の機関に点検や校正を委託する場合であっても、法令に基づき点検や校正を行う義務は許可届出使用者及び許可廃棄業者にある。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者は委託した外部の機関が放射線測定器を適切に点検及び校正を行っていることを確認することが求められる。確認の方法としては、公的な認証・資格の取得状況を確認することや、契約等で委託する点検又は校正の実施に係る確認事項を定め、それらの実施状況の記録等を提出させて、その結果を確認<sup>3</sup>することなどが考えられる。

## 2-4 「点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行うこと」について

規則第 20 条における「点検及び校正を、1年ごとに、適切に組み合わせて行う」とは、「点検」及び「校正」の両方を毎年必ず実施するという意味ではなく、測定の目的<sup>4</sup>及び対象<sup>5</sup>に応じた必要な精度<sup>6</sup>を確保するために、点検は 1年に 1回以上実施するものとし

<sup>3</sup> 規則第 24 条第 1 項第 1 号タの規定に基づき、「点検又は校正の年月日、放射線測定器の種類及び形式、方法、結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検又は校正を行った者の氏名（点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合にあっては、名称）」について、帳簿を備え、記帳をしなければならない。

なお、その記帳に当たり、「点検又は校正を行った者の氏名」及び「方法」については、誰がどのように実施したものか、「結果」については、異常の有無やその内容、「これに伴う措置の内容」については、点検又は校正の結果に基づいて、修理や部品交換、調整等を行った場合には、その内容を具体的に記載する（特に記載する事項がない場合には、その旨を記載し、帳簿において必要な記載事項を欠落しているものではないこと示す。）こととなる。

また、「点検又は校正を行った者の氏名を記載しなくても点検又は校正の適正な実施を確保できる場合」とは、点検又は校正を外部の機関に委託する場合において、審査登録機関による ISO9001 の認証を受けた者によって行われた点検や JCSS 登録事業者により行われた校正など、当該外部の機関における品質マネジメントシステムの下、その点検又は校正に係る信頼性を確保しているものをいう。したがって、こうした場合には、「点検又は校正を行った者の氏名」に代えて、点検又は校正を行った委託先の名称を帳簿に記載することとなる。

このほか、JAB による ISO/IEC 17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得した外部の機関が提供する受動形積算線量計を用いて、規則第 20 条第 1 項第 3 号に掲げる放射線の量に係る測定（いわゆる「場所の測定」のうち、放射線の量に係る測定）を行う場合には、サーベイメータなどの放射線測定器のような点検及び校正を行わないことから、点検又は校正の年月日、方法、結果及びこれに伴う措置の記載に代えて、その外部の機関の名称と当該機関が測定時に有効な認定を取得した日を記載する。

<sup>4</sup> 「測定の目的」とは、放射線障害のおそれのある場所又は放射線施設に立ち入った者（表 4 の①欄参照。）について測定を行うことである。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者は自らの放射線施設の状況（例：放射線施設の位置、構造及び設備等。放射線発生装置にあっては、種類、性能、使用の方法及び放射化物の取扱いの有無等。放射性同位元素等にあっては、核種、数量、使用の方法、密封・非密封の別及び放射性汚染物の取扱いの有無等。）に照らし、「測定の目的」を明らかにしておくことが適当である。

<sup>5</sup> 「(測定の) 対象」とは、上記「測定の目的」に対応した線量、放射性同位元素の核種、数量である。このため、許可届出使用者及び許可廃棄業者は自らの放射線施設における放射線発生装置及び放射性同位元素等の取扱状況に照らし、「(測定の) 対象」を決定し、それらを測定するために放射線の種類やエネルギー等を考慮して適切な測定方法を定めることが適当である。

<sup>6</sup> 「必要な精度（必要とする精度）」とは、定期的な放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況又は自主的に設定した管理値の確認や、法令に掲げる線量限度、表面密度限度、空气中又は排気中の濃度

た上で、その実施時期や実施方法等について考慮する事項を整理し、1年ごとに又は複数年にわたる計画を立て、その中で適切な頻度で点検又は点検及び校正の両方を実施することである<sup>7</sup>。したがって、一般的には「点検」及び「校正」に係る全体の計画（以下「実施計画」という。）は複数年に及ぶものとなる。

また、実施計画の策定に当たっては、点検についてはその範囲や内容により複数の種類及び方法となる場合が考えられること、校正についても求める精度により異なる実施方法となる場合があることから、許可届出使用者及び許可廃棄業者において点検又は点検及び校正の両方のいずれかに加えて、どの時期にどの種類の点検や校正を実施するかという組合せについても整理しておくことが適当である。

規則に定める測定に関する記録及び帳簿の保存期間は、人の被ばくに関する記録等を除き5年間と規定されていることから、上記の実施計画の期間は、最長の場合にあっても4年ないし5年以内とすることが望ましい。

#### <参考> 点検及び校正に係る実施計画の一例

放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量の測定に用いるγ線測定用サーベイメータの点検及び校正に係る実施計画の一例を図に示す。

なお、規則第24条の規定に基づく帳簿は、年度ごとに記帳し、その帳簿を閉鎖するものとされていることから、例えば上記の実施計画に基づき、ある年度において校正を実施しなかった場合にあっても、その旨を帳簿に記載する。

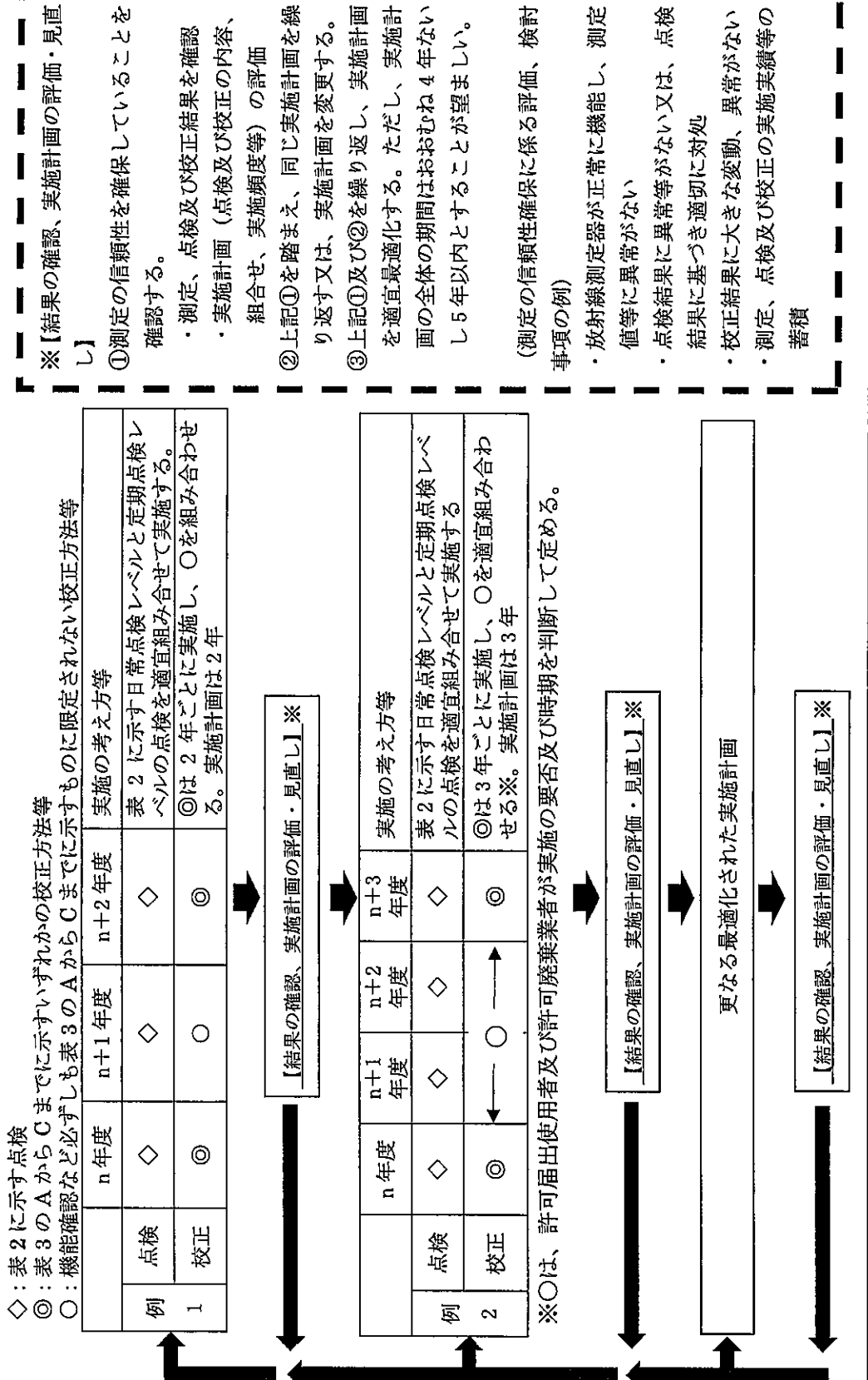
2-1 から 2-4 までに示す考え方にに基づき、実施計画を検討する際に参照すべき事項等の一覧を表4に示す。ただし、同表中に記載がないものであっても、先に示した2-1「点検」又は2-2「校正」の考え方に当てはまるものは、規則第20条の点検又は校正に該当する。

---

限度及び排液中又は排水中の濃度限度を遵守するために必要な測定の精度をいい、許可届出使用者及び許可廃棄業者は、自らの放射線施設の状況に照らし「必要な精度（必要とする精度）」を検討し、当該精度を有する放射線測定器を用いて測定を行うことになる。

<sup>7</sup> 組合せの選択肢として、ある1年について何らの点検も実施することなく、「校正のみを実施」という対応は実務的には想定し難いことから、1年のうちに点検を行うか、点検及び校正を行うかという組合せとなる。

図：放射線障害のおそれのある場所に関する放射線の量の測定に用いるγ線測定用サーベイメータの点検及び校正に係る実施計画の例



※【結果の確認、実施計画の評価・見直し】

①測定信頼性を確保していることを確認する。

- ・測定、点検及び校正結果を確認
- ・実施計画（点検及び校正の内容、組合せ、実施頻度等）の評価

②上記①を踏まえ、同じ実施計画を繰り返す又は、実施計画を変更する。

③上記①及び②を繰り返し、実施計画を適宜最適化する。ただし、実施計画の全体の期間はおおむね4年ないし5年以内とすることが望ましい。

（測定の信頼性確保に係る評価、検討事項の例）

- ・放射線測定器が正常に機能し、測定値等に異常がない
- ・点検結果に異常等がない又は、点検結果に基づき適切に対処
- ・校正結果に大きな変動、異常がない
- ・測定、点検及び校正の実施実績等の蓄積





#### 2-5 点検及び校正の実施について

点検及び校正を実施するための方法等は、その内容が明らかなものを除き、許可届出使用者及び許可廃棄業者において手順書として定めること、また、実施計画を定める（変更及び見直しを含む。）ための所内の手続等を定めておくことが適当である。

測定の信頼性は、社会的な要求や技術の進展等に伴って、継続してその改善を図ることが求められるものであり、その実現方法や水準等の妥当性については、適時に確認及び見直しを伴うものであることに留意する（図参照。）。

